

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査（平成27年6月分）の結果報告について、石巻市監査基準第31条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年9月3日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石 監 第 1 号
平成 27 年 8 月 19 日

石巻市長 亀 山 紘 殿

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

例月現金出納検査の結果について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、例月現金出納検査を行ったので、同条第 3 項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 検査の対象 | 石巻市会計管理者所管の一般会計、特別会計、病院事業会計、各種基金及び歳入歳出外現金に係る現金出納状況 |
| 2 検査の範囲 | 平成 27 年 6 月分 |
| 3 検査の期日 | 平成 27 年 7 月 22 日 |
| 4 検査の場所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 検査の結果 | (1) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、執行状況は適正と認めた。
(2) 各会計等に係る現金出納状況は、6 月末日現在会計諸帳簿と照合した結果、それぞれ符合し適正と認めた。
ただし、奨学資金貸与基金の定期預金満期による積立替事務については、別紙記載のとおり不適切である。 |

例月現金出納検査における基金の定期預金満期による積立替事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項に基づき、例月現金出納検査を実施しているが、平成27年7月22日付け石会第1号で会計管理者から提出された例月現金出納検査（平成27年6月分）に係る資料において、指定金融機関から提出された収支金月計表の収入額及び支出額と財務会計システムから出力された収支月計表の収入額及び支出額に差額が生じていた。

これは、奨学資金貸与基金の定期預金満期による積立替えの際、通常金融機関が行っている証書形式とは異なり通帳形式の定期預金であることから、満期日をもっての解約以外には自動更新されるシステムとなっており、実際に指定金融機関への現金の入出金がなかったにもかかわらず、財務会計システム上では、通常の事務処理である「基金取崩書」及び「基金積立依頼書」を起票しており、現金の入出金がないという事実と異なる事務処理を行った結果、差額が生じたものである。

については、今後の事務処理において実際の運用に合わせ、定期預金の積立先である銀行に対し自動更新により現金の入出金がないことを確認し、電話（口頭）受付票を作成するなどの上、基金の定期預金積立替えの回議書に「自動更新により指定金融機関への現金の入出金はないことから会計伝票は起票しない」旨を記載し、積立替えを行うこと。

また、確実に積立替えが行われた旨の証書等については、会計管理者はもちろんのこと、担当課長等の管理職員が確認するとともに、本件定期預金は預入期間が5年間であることから教育委員会事務局長の決裁を受けるなど、事故防止には十分注意されたい。